

	修会、講演会等を開催するため又は他の団体等が開催する研修会、講演会等に参加するために要する経費	上料講師謝礼 会費 交通費、宿泊費等の旅費	費、宿泊費等の旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊料の額は、16,500円を上限とする。ただし、身体上の理由等特別の事情により同額以下での宿泊ができない場合はこの限りではない。 ・現地交通通信費等は、<u>実費又は1日当たり定額3,300円のいずれかの方法によることができる。</u> ・議長が別に定める額の範囲内で往復航空賃又は往復鉄道賃と宿泊施設利用料を組み合わせた企画旅行(以下「パック旅行」という。)を利用することができる。
			【略】	
要請・陳情活動費	議員又は会派が要請、陳情活動を行うために要する経費	資料印刷費 文書通信費 交通費 宿泊費等	国及び地方公共団体への要請、陳情活動に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ○・実費を原則とする。 ・宿泊料の額は、16,500円を上限とする。ただし、身体上の理由等特別の事情により同額以下での宿泊ができない場合はこの限りではない。 ・現地交通通信費等は、<u>実費又は1日当たり定額3,300円のいずれかの方法によることができる。</u> ・議長が別に定める額の範囲内で往復航空賃又は往復鉄道賃と宿泊施設利用料を組み合わせた企画旅行(以下「パック旅行」という。)を利用することができる。
			衆議院	○
	修会、講演会等を開催するため又は他の団体等が開催する研修会、講演会等に参加するために要する経費	上料講師謝礼 会費 交通費、宿泊費等の旅費	費、宿泊費等の旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊料の額は、16,500円を上限とする。ただし、身体上の理由等特別の事情により同額以下での宿泊ができない場合はこの限りではない。 ・現地交通通信費等は、<u>_____1日当たり_____3,300円を上限とする_____。</u> ・議長が別に定める額の範囲内で往復航空賃又は往復鉄道賃と宿泊施設利用料を組み合わせた企画旅行(以下「パック旅行」という。)を利用することができる。
			【略】	
要請・陳情活動費	議員又は会派が要請、陳情活動を行うために要する経費	資料印刷費 文書通信費 交通費 宿泊費等	国及び地方公共団体への要請、陳情活動に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ○・実費を原則とする。 ・宿泊料の額は、16,500円を上限とする。ただし、身体上の理由等特別の事情により同額以下での宿泊ができない場合はこの限りではない。 ・現地交通通信費等は、<u>_____1日当たり_____3,300円を上限とする_____。</u> ・議長が別に定める額の範囲内で往復航空賃又は往復鉄道賃と宿泊施設利用料を組み合わせた企画旅行(以下「パック旅行」という。)を利用することができる。
			衆議院	○

		議員、 参議院 議員及 び地方 公共団 体の議 会の議 員への 要請、 陳情活 動に要 する経 費				議員、 参議院 議員及 び地方 公共団 体の議 会の議 員への 要請、 陳情活 動に要 する経 費			
		政党そ の他の 各種団 体等へ の要請、 陳情活 動に要 する経 費	○			政党そ の他の 各種団 体等へ の要請、 陳情活 動に要 する経 費	○		

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。